

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

美浜町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は 5年毎の更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります(下表参照)

| 指定を受けた日 | 指定番号 | 初回更新の申請期間 |
|------------------|---------|-----------------------|
| H10.4.1～H11.3.31 | 2～37 | 令和元年10月1日～令和2年9月29日まで |
| H11.4.1～H15.3.31 | 40～60 | 令和2年9月30日～令和3年9月29日まで |
| H15.4.1～H19.3.31 | 62～81 | 令和3年9月30日～令和4年9月29日まで |
| H19.4.1～H25.3.31 | 82～102 | 令和4年9月30日～令和5年9月29日まで |
| H25.4.1～R1.9.30 | 103～115 | 令和5年9月30日～令和6年9月29日まで |

●更新申請に必要な書類

- ・申請書(裏表)及び誓約書
(美浜町水道事業指定給水装置工事事業者規則 様式第1及び第2)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票の写し(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等の原本又は写し)
- ・指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項書(3枚)
(外部研修を受講していれば受講証の写し)
(保有している配管に関する資格証、修了証、合格証、認定証等の写し)

初回の更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送で通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

☆更新に係る事務手続き手数料

10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせは
美浜町役場 上下水道課 TEL:0738-23-4953